

森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第4項の規定に基づき、この国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。

この変更は、林内路網の整備を促進し森林整備の推進を図るため、林道の開設その他林産物の搬出に関する事項を変更するものである。

(利用上の注意)

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。

目 次

II 計画事項

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	1
(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	1
別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	1

II 計画事項

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表6のとおり計画する。

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha、材積：m³

開設 拡張 別	種類	位置 (市町村)	路線名	箇所 数	延長	利用区域		備考	
						面積	材積		
							針葉樹		広葉樹
開設	自動 車道	富山市	千軒平	1	1.06	171	36,716	8,032	
			小計						
計				1	1.06	171	36,716	8,032	

注 利用区域の面積及び材積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量である。

単位 延長：m

開設拡 張別	種類	位置 (市町村)	路線名	箇所数	延長	備考
拡張	路盤工外	富山市	長棟	30	300	
			万波	10	100	
			向山	6	100	
			小又谷	6	60	
			大又谷	6	100	
			清水平	10	200	
			三本松割	4	40	
			小計	72	900	
計				72	900	